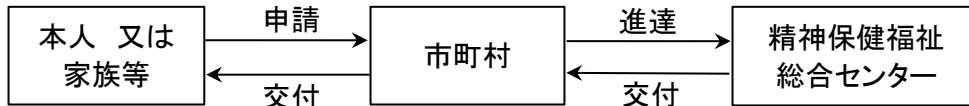


### (3) 精神障害者保健福祉手帳の交付

精神障害者に対する各種の援助措置を受けやすくするための手帳で、障害の程度により1級から3級までに区分されます。

#### ● 交付申請手続



#### ① 医師の診断書による申請

- ・ 申請書
- ・ 医師の診断書
- ・ 写真
- ・ マイナンバーカードまたは本人であることを確認できる証明書等

#### ② 障害年金受給を事由とした申請

- ・ 申請書
- ・ 年金証書の写し
- ・ 最新の年金振込通知書または年金支払い通知書
- ・ 日本年金機構または共済組合に照会するための「同意書」
- ・ 写真
- ・ マイナンバーカードまたは本人であることを確認できる証明書等

※ 交付申請書及び診断書用紙は、市町村及び主な医療機関にあります。

※ 診断書による申請は精神障害に係る初診日から6か月以上を経過したものに限りです。

※ 手帳の有効期限は、2年です。交付された手帳は、他人に譲渡したり、貸与することはできません。

※ 写真 … 縦4cm、横3cmの大きさを、1年以内に撮影された上半身正面向きのもの。

帽子、色眼鏡、マスク等の顔の判別を困難にするものの着用不可。

脱帽して顔を写したもの(例外として宗教上又は医療上の理由により顔の輪郭が分かる範囲で覆うものも可とする。やむを得ない理由があるときに限り提出を不要とすることがある。)

#### ● 変更・再交付等申請手続

障害程度の変更	・手帳に記載されている障害の程度(等級)が変化した場合は、新規の手続きと同様の手続き(写真添付)が必要となります。
居住地変更	・府内居住地を変更した場合 新しい居住地の市町村に、手帳を添付して「変更届」を提出し、書き換えを受けてください。 ・府外に居住地を変更した場合(京都市内への変更も含む) 新しい居住地の市町村に、「手帳交付申請書(写真添付)」等を提出し、旧手帳と引き換えに新しい居住地の都道府県(政令市)が発行する手帳の交付を受けてください。 詳しくは、新しい居住地の市町村へお問い合わせください。
氏名変更	・居住地の市町村に、手帳を添付して「変更届」を提出し、書き換えを受けてください。
再交付	・紛失又は破損した場合は、市町村で再交付の申請(写真添付)をしてください。
返還	・新しい手帳の交付を受ける時に、旧手帳を返還してください。 ・死亡した時、障害程度が非該当となった場合は、市町村を通じて知事に返還してください。